

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和6年度）

住 所 北九州市若松区東小石町3番1号
事業者名 北九州市交通局
代表者名 北九州市交通事業管理者
交通局長 白石基

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	移動等円滑化基準に適合していないワンステップバス4両、ノンステップバス4両について、順次、更新を行う。	計画のとおり実施（基準適合車両8両について供用開始）。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供設備の点検、車いす使用者の円滑な乗降に必要な役務提供のための運転者の能力向上	① 運行情報を文字表示及び音声により提供できるよう設備の点検及び運転者への教育を行う。 ② 乗降用スロープ板や車いす固定具等による必要な役務の提供を行えるよう運転者への教育を行う。	①年2回実施。 ②新規採用時及び車両購入時に実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
スロープ付バスの利用方法の掲載及び周知	・ スロープ付バスとスロープがないバスの写真をホームページに掲載し、利用方法の周知を図る。 ・ スロープ付バスのバス停時刻表示例をホームページに記載する。 ・ 前日までに営業所へ連絡することで、スロープがないバスをスロープ付バスに変更可能な旨をホームページに掲載し、利用希望者に周知を図る。	計画のとおり実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
スロープ付バス運行時刻の情報提供	・ バス停及びホームページ内の時刻表において、バス停通過予定時刻の横に運行するバスのスロープの有無について情報を表示して情報提供を図る。	計画のとおり実施。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運転者の意識向上	① 市関係部署とも連携を図りつつ、高齢者や障害のある方への接遇に関する研修を実施する。 ② 運転者を対象に、国土交通省が定める交通事業者向けの「接遇研修モデルプログラム」に準じた研修を実施する。	計画のとおり実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・車内の掲示 ・車内放送等による呼びかけ	・優先席の利用について、車内に案内シールを掲示する。 ・優先席の適正な利用について、随時車内放送による呼びかけを行う。	計画のとおり実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- 電話及びメールから寄せられる意見・要望について、局内で共有するとともに、その改善に活用する。 【実施状況】 計画のとおり、随時実施した。 - 利用者の多いバス停から順に、上屋及びベンチの設置を図る。 【実施状況】 上屋2基を設置。 - 点字ブロックの無いバス停に点字ブロックを設置できるよう、また、バスが停車し易く、乗客が乗降し易いバス停となるように、バス停付近の環境等の整備について関係機関に働きかける。 【実施状況】 計画のとおり実施。
--

(3) 報告書の公表方法

当局ホームページへの掲載

(4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	88	60	23	37	0	0	0	28	13	0	2	15	10	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	9	8	8	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	
年度末車 両数	90	68	31	37	0	0	0	22	14	0	3	8	10	0	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。